

上越市 第4次 男女
共同参画
基本計画

< 令和5年度～令和9年度 >

本計画は、
DV防止法及び女性活躍推進法に基づく
計画としても位置付けています。



上越市

男女共同参画都市宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

平成13年9月26日

上越市

“City of Equality between the Sexes” Proclamation

Seeking to enhance human dignity and character, as well as endeavoring to make our city one in which the human rights of men and women are respected across all generations and both sexes can participate equally in all aspects of society, we, the residents of Joetsu City, do hereby proclaim Joetsu a “City of Equality Between the Sexes.”

We aim to make Joetsu a city in which men and women respect each other’s human rights, and in which each and every person can live a vigorous and independent life in a manner of his/her own choosing.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can participate equally in politics and all other aspects of society.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can reconcile work and home life, cooperating as equal partners.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can join together as citizens of the world to expand our community’s circle of friendship and peace around the globe.

Proclaimed on this, the 26th day of September 2001

Joetsu City

男女が、互いの人権を尊重し あらゆる分野で平等に参画できる まちを目指して

上越市は、平成13年（2001年）9月に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成14年（2002年）3月に「男女共同参画基本条例」を制定するとともに「男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりを目指した取組を進めてまいりました。

その後、国や県の動きとも連動しながら、平成23年（2011年）に第2次、平成30年（2018年）には第3次男女共同参画基本計画を策定し、計画に基づく各種事業を行うことにより、当市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この度、第3次基本計画の計画期間が令和4年（2023年）3月で終了することに伴い、新たに「上越市第4次男女共同参画基本計画」を策定することといたしました。基本的な部分においては、これまでとの一貫性と継続性を保持しつつ、国、県及び市の関連する計画との整合を図るとともに、第3次基本計画に基づく各種事業の評価・検証、当市の男女共同参画に関する市民意識調査結果、さらに今日の様々な社会情勢の変化なども踏まえて改定作業を進めてまいりました。

本計画では、改めて基本的な男女共同参画の大切さを認識する中でその強化を図っていくことや、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向けた労働環境の整備、そして女性への暴力根絶に向けた取組を継続していくことに加え、社会を取り巻く環境の急激な変化の中で、新たな視点として多様性への理解や尊重についても目標としているところです。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民や事業所、関係団体の皆様との連携と協働が何より大切であり、皆様からのより一層のご理解、ご協力をいただきながら、着実に本計画に基づく施策・事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、今回の計画策定に当たり、ご検討いただいた上越市男女共同参画審議会の委員の皆様を始め、ご協力・ご尽力いただきました全ての皆様に、心から御礼申し上げます。

令和5年3月

上越市長 中川 幹太

I N D E X

目 次

第1章 基本となる考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 基本理念	2
4. 計画の目標（目指すまちの姿）	2
5. 計画期間	2
6. 計画策定の背景	2
7. 市民意識調査の結果及び第3次基本計画の進捗状況	5
8. 第4次基本計画の特徴的な取組	12
9. 計画の体系	14
10. 施策の分野と基本目標	16
第2章 基本目標、重点目標、施策の方向	21
＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備	21
＜基本目標＞ 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり	21
＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり	30
＜基本目標＞ 3 女性が活躍できる社会づくり	44
＜基本目標＞ 4 推進体制の整備	53
＜施策の分野＞ II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	57
＜基本目標＞ 1 暴力を許さない社会づくり	57
＜基本目標＞ 2 被害者等への支援	63
第3章 計画の推進	68
1. 庁内推進体制の整備・充実と連携強化	68
2. 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働	68
3. 関係機関との連携強化	68
参考資料	69
・男女共同参画に関する国内外及び市の取組	70
・上越市男女共同参画基本条例	74
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	77
・男女共同参画社会基本法	80
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	82
・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	87
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	92
・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	97
・上越市第4次男女共同参画基本計画の策定経過	98
・用語解説	99

※本計画に記載の部局及び課等の名称は令和5年3月現在のものです。